

1. 議事日程

〔令和3年第1回安芸高田市議会3月定例会第9日目〕

令和3年 3月 4日  
午前 10時 開会  
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	南 澤 克 彦	2番	田 邊 介 三
3番	山 本 数 博	4番	武 岡 隆 文
5番	新 田 和 明	6番	芦 田 宏 治
7番	山 根 温 子	8番	先 川 和 幸
9番	児 玉 史 則	10番	大 下 正 幸
11番	山 本 優	12番	熊 高 昌 三
13番	秋 田 雅 朝	14番	金 行 哲 昭
15番	石 飛 慶 久	16番	宍 戸 邦 夫

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

5番 新 田 和 明                      6番 芦 田 宏 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

市 長	石 丸 伸 二	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	総 務 部 長	西 岡 保 典
企 画 振 興 部 長	猪 掛 公 詩	市 民 部 長	宮 本 智 雄
福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	大 田 雄 司	産 業 振 興 部 長	重 永 充 浩
産 業 振 興 部 特 命 担 当 部 長	行 森 俊 荘	建 設 部 長 兼 公 営 企 業 部 長	平 野 良 生
教 育 次 長	福 井 正	消 防 長	土 井 実 貴 男
総 務 課 長	内 藤 道 也	財 政 課 長	高 藤 誠
政 策 企 画 課 長	河 本 圭 司		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局 長 森岡 雅昭 事務局 次長 佐々木 浩人  
総務 係 長 森岡 浩祐 主任 主事 岡 憲一



午前10時00分 開議

○宍戸議長 傍聴者の皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症が発生している中での会議となっております。本市議会におきましては、傍聴いただく皆様に手消毒、マスクの着用をお願いしております。御協力誠にありがとうございます。

なお、傍聴の際は携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードへ設定いただき、鳴らないようお願いいたします。再度確認ください。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において5番新田議員及び6番 芦田議員を指名いたします。



日程第2 一般質問

○宍戸議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は持ち時間には含まれません。

なお、一つの質問を終え、次の質問に移る場合は次の質問に移ります等の発言をし、明確に分かるようお願いいたします。

それでは質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4番 武岡議員。

○武岡議員 おはようございます。

4番、無所属、武岡隆文でございます。

図らずも、本定例会一般質問のトップバッターに立つことになりました。市長さんには市民に分かりやすい言葉で、明瞭な御答弁をいただければと思います。

それでは、通告に基づきまして大枠2点について質問いたします。

最初に、新型コロナウイルスワクチン接種について伺います。

質問に先立ち、現在、新型コロナウイルス感染症の医療現場で自らの感染リスクも顧みず御尽力をいただいております医療従事者、また関係者の皆様に心から感謝と敬意を表します。また、この感染症により亡くなられました多くの方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、現在治療に向き合っておられます方々の1日も早い回復をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入ります。

このワクチン接種については、国民はもとより本市の市民の皆様にとっても最大の関心事でありますし、また命にも関わる大きな問題でもあり、不安をお持ちの方も多数おられます。

まず、1点目といたしまして、本市におけるワクチン接種の確保体制については、本年1月25日に厚生労働省が2回目の自治体に対しての説明会を開催しており、その国の基本的な方針に沿って進められていると思いますが、本市の相対的な進捗状況をお伺いいたします。

○宍戸議長 　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 　御質問いただいた新型コロナ。

○宍戸議長 　市長、答弁席でお願いします。

○石丸市長 　議長、市民の方が困惑されますので説明をされたほうがよろしいんじゃないでしょうか。12月にやってたものをやめて元に戻す、私は承服する理由がないと申し上げました。

○宍戸議長 　市長に申します。

発言をやめてください。

○石丸市長 　じゃあ、どうぞ。

○宍戸議長 　市長に申します。

一般質問は議会において一般質問一問一答方式要領を定め、議員はこれに従い一般質問を行っております。執行部の答弁方法もこの要領の中で指定しており、質問者の答弁は答弁席で行うよう記されております。

前回の定例会におきましては、答弁の方法について会議の効率化を提案された市長の意向を認め、試行的に自席での答弁を認めました。

本定例会においては、前回の、自席での答弁の成果を踏まえ、一問一答方式要領に基づき実施することを議会内で確認しております。

したがいまして、質問者に対する最初の答弁を答弁席において答弁されるように市長に求めます。

○石丸市長 　では、新型コロナウイルス対策、そのワクチン接種の体制について答弁します。

今、万全を期して準備を進めているところですが、ミスがあってはならない、そのためです。

万一、ミスが生じたらどうするか。まずは言い訳。次に黙り込む。追われたら逃げ回る。とんでもない事態です。恥ずべき行為です。ですので、そうならないように今の職員にはしっかりと指導しています。

武岡議員は対話を望まれないということでしたので、答弁はここにとどめたいと思います。

なお、新型コロナ対策、これにつきましては直接市民の方に適宜適切に情報を発信していきます。例えばお太助フォン、例えば市のホームページ、そしてもう来週、再来週ぐらいですが広報あきたかたの中でも特集を組んで新型コロナの情報は発信をしていきます。どうぞ御安心ください。万全を期して新型コロナ対策を進めていきます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 今、万全を期して対応していくということを言われました。具体的に少し伺いたします。

まず、外部委託を含めた人員体制の確保、さらには2番目といたしまして接種券の発行であったり接種記録ですね、対応にかかるシステム改修の進捗状況、また接種券の印刷・郵送等も既に準備に入っておられると思うんですが、どういった状況に今あるのか。

また、接種については医師会等の協力も当然必要になってまいります。

また、そういった医師会とか医療機関との調整が現在どうなってるのかということですね。

それと、5点目といたしましては、接種会場については各町の文化センター等を1か所確保されるということでありましたが、それに間違いはないのだろうと思います。

それと、低温冷凍庫ですね。この確保についてはどのような対応になっているのか。特に国のほうから大まかなスケジュールも示されておりますので、本市の今のこの私が申しました具体的な問題について現状をお聞かせいただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

2回目からは自席での答弁を求めます。

○石丸市長 どちらでもいいそうです。

では、反問権、議長お認めください。

一般質問の一问一答だと思うんですが、今一问じゃなかったと思うんですが、私の認識が誤ってますか。一问ずつですよ。

○宍戸議長 一问一答です。

○石丸市長 では、そのように指示してください。

今、一问じゃなかったですよ。

○宍戸議長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

石丸市長から反問権の申出がありましたので、これを許可いたします。  
石丸市長。

○石丸市長 反問権と言いますか、議長に今議事を進行していただきただけなんですけども、一问一答だというふうに理解をしますので、一问ずつお願いします。

○宍戸議長 武岡議員。

○武岡議員 国の説明会の中ではこの項目については一義的な列挙の中で特に一问

ずつというお話であれば、私改めて質問させていただきます。

本市においても外部のほうに委託するということもお聞きしておりますが、またそういった人員確保の体制ですよ。それについてはどのようにお考えでしょうか。

- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 準備は万端に整えているところです。具体的なところについては後ほど書面で公表させていただきます。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
武岡議員。
- 武岡議員 後ほど書面ということではありますが、私、今ここで、一般質問の中でお伺いしてるんですよ。市長が答えられないのなら担当部長のほうで答えたいと思います。よろしくお願いします。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
大田福祉保健部長。
- 大田福祉保健部長 市長の指示に基づき、必要に応じて適宜対応させていただきます。  
以上です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
武岡議員。
- 武岡議員 再度お伺いしますが、今のちょっとどういう意味だったんでしょうか、部長さん。ちょっとよく聞き取れなかったんですが。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
大田福祉保健部長。
- 大田福祉保健部長 再度お答えします。  
市長の指示に基づき、必要に応じて適宜対応させていただきます。  
以上です。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
武岡議員。
- 武岡議員 市長の指示に基づいて適宜対応していくということでございますが、それであれば、中身は全く分からないわけですよ。具体的にどういった事業者のほうに外部委託をして、その接種に対する人員体制をどのようにしていくんだろうかと、そういうことを今お伺いしてるんですよ。教えてください。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
米村副市長。
- 米村副市長 先ほど市長のほうからもありましたように、万全を期してやっておりますので、詳しい対応については後ほど公表させていただきます。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
武岡議員。
- 武岡議員 その詳細のところは市民の皆さんも今知りたいところなんです。ですから、今ここで私が一般質問の中でそこらを問いただしてるわけなんで

すね。ですから、答えていただくのが本来だろうと思います。

先ほど一問一答ということだったので、2番目のシステム改修のことについてもそういったお考えなんですか。どうなんですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
米村副市長。

○米村副市長 同じ対応をさせていただきます。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
武岡議員。

○武岡議員 全く残念であります。質問の内容に全く答えてないですね。後ほど、例えば書面であったりホームページであったり広報であったり、それは当たり前なことなんですよ。今ここで私が問うているのはここに多くの傍聴者の方もいらっしゃいます。その中で今どのような接種の関係について対応されておられるのかという細かいところを聞いておるんですよ。それに答えないというのは全く遺憾であります。答えてください。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
米村副市長。

○米村副市長 確かにここに来られておる方に直接というのはありますけど、後ほど公表することのほうが市民全体に周知できると考えてます。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
武岡議員。

○武岡議員 何度も繰り返しになるんですが、本当に今このワクチン接種については市民の方も本当に心配されておるんです。市のホームページ、2月17日に更新されてます。

私はこれ質問通告したときにはまだ2月2日のホームページだったんですね。私が2月の12日に通告をしておりますが、その段階では全く更新されてなかった。それで、その後において、17日にホームページも更新されて、割と詳しいことも万全ではございませんが、そういった情報はホームページに掲載をされたということで、幾らか私が質問した中にもそういったものがございましたので、それは十分理解をしたんですよ。

だけど、今私が問うている部分については全くそういうホームページにもありません。だからこそ、今、今の段階で分かる状況でいいんです。答弁をしていただきたいと思います。なぜできないんでしょうかね。今こういうふうに進んでおりますということでしょう、準備が。万全を期しているというのは当然のことなんですよ。ただそれぞれ今私が問うていることについてどういう状況に今あるのかということ、簡単でもいいんですから答えていただければいいじゃないですか。なぜなんですか。きちんと答えてください。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 問われたことに答える。すごく大事なことです。とても簡単でもあります。その御認識はお持ちでいらっしゃるということですね。その点は

少し安心しました。今日たくさんの市民の方がお越しでいらっしやるので、少し補足します。

この新型コロナウイルス対策に関しては日々刻々と情勢が変わって来ます。その時点で発信できる確実なものをホームページ等で公表しているという状況です。

今、お話にある質問に出てる内容。緊急性があるものについてはもちろん即座に公表します。ただ、あえてまだ出していない、そういう部分もあります。なぜかという、一般質問があったからです。

ほかの皆さんの御質問にもあるんですが、その中に出ているものを本当は遠い昔に出そうとしてました。でもそれをしてしまうとばつが悪いのかなど。そういう配慮は当然あります。それらを含めて、踏まえて、総合的に勘案してこのように答弁をしています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 非常に残念であります。当然のことながら緊急性があるものについては即座に公表されるというのは当然のことなんです。ただ、私が聞きたかったのは先ほどそれぞれの項目について現状はどのように進捗してるのかということを知りたいんです。いいです。このことについてはもう問いません。

では、次の質問に移ります。

2として、市としての接種順位ですね。これはホームページにも載っておりましたが、医療従事者、救急隊員、2番目には高齢者、基礎疾患のある方、そして高齢者施設の従事者、そして4番目としてはそれ以外の方となっておりますが、それぞれの対象者はおおよそ何人くらいおられて、接種の、先ほど市長がおっしゃったように日々状況が変わってくる部分がありますので、はっきりしたことは御答弁はできないかと思うんですが、おおむねの時期がいつ頃になるのかということを知りたいです。

それと、国のワクチンの確保の状況は流動的なこともございますので、本当に答弁が難しいかと理解もしますが、最新の状況の中でおおむねの、先ほど言いました人数なり、そしてそういった接種順位にかかる対象者のおおむねの実施時期というのを御答弁いただきたいと思っております。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 武岡議員が御認識のとおりです。はっきりとしたことが言えず難しい答弁です。具体的な数字については後ほど正確に公開をさせていただきます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 真摯に御答弁いただけないということがよく分かりました。

厚労省が現在公表しているスケジュールによりますと、国立病院機構の従事者で先行される方が約4万人。これは既に2月17日から接種が開始

されております。そして、コロナ患者の治療に当たる医療従事者約470万人については3月1日から、そして65歳以上の高齢者、全国で3,600万人ということですが、これは4月の12日から開始して、6月末には完了するというふうに国のほうでは示しております。そして、残る基礎疾患のある方約820万人、高齢者施設の入所者約200万人については現在のところ未定とされております。とりわけ高齢者にかかる接種はワクチンが順調に供給されることが前提でございます、数日前のテレビ報道では限られた数量しか都道府県に当面は配分されないと報じておりました。

そうすると、本市への配分数量についても限定されるわけですので、もしそのような状況になった場合、限られた数量に対してどのような優先順位、またはどのような考えで高齢者への接種を実施されるのか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 その数日前のテレビ放送というのが往々にして最新の情報かと思えます。国の判断、国の見解ですね。それを受けて、これから現場のレベルも併せて、どのようにすべきか対応をしっかりと整備していきます。詳細については文書で公表します。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 非常に残念であります。事前に質問の通告をしておるわけですので、大方のことは担当部署のほうも把握はされてると思うんですよ。ですから、確定的なことは当然国の情勢のほうが流動的でございますのでお答えできないかと思いますが、本市として大体こういう考えで今進めておるんだということを御答弁いただきたかったわけですので。しかし、書面で出すというようなことですので、これ以上質問はいたしません。

じゃあ、次の質問に移ります。

3番目でございますが、予約受付についてはコールセンター、あるいはLINE等によって対応されるとしておられますが、どこに開催されるどのような体制で対応されるのかお伺いを致します。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 こちらにつきましても確定した段階で即座に市民に公表していきます。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 既にコールセンター等については市民文化センターのほうに設置するとなっておりますね。私が質問通告したときにはまだそういった情報がホームページに上がってなかったんです。ですから、今日の段階では当然のことながらそれを私理解してるんです。ですから、そのことにつ

いてはもう分かっておるわけなので、これ以上申しませんが、いずれにしても多くの方から問合せ、コールセンター等が設置された段階では多くの方から問合せやら予約等も受け付けてまられるんだろうと思うんですが、混乱が生じないように万全を期していただきたいと思います。

じゃあ、次の質問に移ります。

4点目、接種会場及び接種方法は各町1会場において医師会及び委託業者による集団接種を予定されているとのことですが、市内の医療機関における個別接種の併用は検討されているのか伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 検討はしています。結論については後ほど公表します。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 多くの高齢者の方を何らかの持病等をお持ちで、かかりつけの医師を持っておられる方が多いと思います。そうなりますと既往症とか基礎疾患等の状況をですね、本人の状況をそのかかりつけ医の先生は理解をされておりますと思いますので、個別接種についてもぜひ検討をお願いしたいと思います。

それと、ワクチンの保管なんですけど、これについては低温冷凍庫が必要とのことですが、本市の場合はどこにこれが配備されるのでしょうか。また、集団接種会場等へのワクチン輸送についてはどのようなお考えなのか伺いたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 国の方針に基づいて対応しています。個別の情報に関しては必要があれば開示します。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 国の方針というのは当然のことです。だけど、今、本市の、例えば国からその保冷庫ですか、これが各都道府県のほうへ送られてくるんですね。安芸高田市の場合は、例えばJA吉田総合病院にそれを置いて、そこから接種会場へ移送するとかですね、そういう市としての状況を、国の方針は当たり前のことなんです。ですから、市としてこういうことについてはどのようなお考えかということをお聞きしておるんです。なぜ答えていただけないんですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 では、反問権を行使したいと思います。よろしいですか。

○宍戸議長 石丸市長から反問権の申出がありましたので許可いたします。

○石丸市長 ワクチンの保管場所を聞かれてどうされるおつもりなんですか。趣旨がよく分からないんですが。明確にお願いします。

- 宍戸議長 反問権に対する答弁をお願いします。  
武岡議員。
- 武岡議員 何でこれが質問なのかということをお聞きになりましたが。いわゆるこの低温冷凍庫ですね、これがどこに配置されるかということによって集団接種会場のワクチンの移送等についても当然計画が変わってくるわけですね。例えば安佐市民病院へそれを置かれるものか、JA吉田総合病院に置かれるものか、これによってもやっぱり会場への移送時間とかそういったものも関係するんですね。ですから、今、安芸高田市が考えてる基本的な方針ですね。そういったところが分かれば教えてくださいということをお聞きを私は言ってるわけなので、教えてください。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 私の反問権の趣旨が伝わらなかったようなので、これはもう私の答弁の中で返しますが、それを知ってどうされるのかですよ。手伝ってくださいませんか。市は万全の体制を今整えようとしています。国、県、あらゆる自治体、そして医療関係者、医療機関、当然です。その上でワクチンの保管場所、これを明らかにしていくメリットどれほどあるんですか。それこそ事件・事故発生するリスクのほうが大きいんじゃないですか。そこまではお考えではないのかもしれないですが、必要があれば開示していきます。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
武岡議員。
- 武岡議員 いずれの質問についても前向きな回答はしていただかないということは非常に残念であります。  
では次の質問に移ります。  
5番目なんですけど、集団接種ということが言っておられますが、他の市町もそうありますが、ワクチンの接種訓練を行って万全を期す必要があると思うんですけど、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。
- 宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。
- 石丸市長 現時点で判断できるあらゆる事象、材料、情報を集めて諸事万端進めています。
- 宍戸議長 答弁を終わります。  
武岡議員。
- 武岡議員 万全を期していただきたいと思います。とりわけ1月の27日に川崎市と厚労省が協力してこの訓練を行っておりますが、その中で課題となったのは問診にかかる時間が延長して、接種を終えるのに最初26分かかった事案もあるようなんですね。いずれにしても備えあれば患いなしという言葉もありますので、既に庄原市等においてもこれらの集団接種を想定した訓練を行っておりますので、本市においてもぜひそうした事前の

訓練をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に大枠2点目、結婚サポート事業について伺います。

今日は多くのコーディネーターの方も傍聴に来ておられますので、答弁はその方々に対する答弁でもありますので、そのつもりでお答えいただきたいと思います。

市は、次年度より結婚サポート事業をコーディネーター連絡会議において唐突に廃止する意向を示されたとお聞きしましたが、事実かどうかお伺いします。

また、事実であればその理由をお聞かせください。

○宍戸議長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

反問権よろしいですか。

○宍戸議長

まず答弁から。答弁をしてください。

○石丸市長

反問権は使えない。質問されたら聞き返すのが最初ですよ。

○宍戸議長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時37分 休憩

午前10時37分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

石丸市長から反問権の申出がありましたので許可いたします。

○石丸市長

ありがとうございます。

武岡議員が今しがた唐突にとおっしゃったんですが、唐突にとおっしゃる根拠はどのようなものでしょうか。何をもって唐突と判断されたのか、理由をお聞かせください。

○宍戸議長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

答弁をお願いいたします。

武岡議員。

○武岡議員

この事業は10年余り前からこの事業は継続されてきておりました。このコーディネーターの連絡会議においてこれが出たということなんですけど、これが1月だったというふうに聞いておるんですね。まさに唐突じゃないですか。そうじゃないんですかね。今までそういう、例えばこの事業を廃止するとかそういった話は全く出てなかったわけですよ。それをにわかに1月のコーディネーターの会議で担当課長さんか部長さんか知りませんが、廃止しますと、そういうことを言われてるんですよ。これはまさに唐突じゃないですか。

○宍戸議長 答弁を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 今回の答弁で武岡議員の主観はよく分かりました。ただ、これはいわゆる印象操作ですので、私はくみしません。

そもそも私が市長に就任したのが昨年8月です。そこから事業の見直しをかけてきてます。当然中には10年続いているものもあれば、5年のものもあれば、1年、半年のものもあります。それを見直している、その1点に尽きます。それが急であってびっくりしたという感情ももちろんあるかと思いますが、じゃあ5年かけるんですか。10年かけてやめていくんですか。それは市長の裁量だと思います。その任を受けたというふう

に理解しています。  
ちなみにですが、この御質問大変すばらしい御質問だなと捉えています。なぜかと言うと、2月の第1週だったかと思うんですが、八千代中学校の2年生が生徒議会というのをこの場で開いてくれて、武岡議員はその場にお越しでなかったかなと思うんですが、その中で全く同じ質問が出てます。中学2年生が。実に鋭い視点ですよ。話が出てすぐにこの場で質問してくれてくれたんです。そこで、きちっと理由は三つですと言って答弁をしています。詳細はそちらを御覧ください。当方からも改めて開示はします。

○宍戸議長 答弁を終わります。  
武岡議員。

○武岡議員 八千代中の生徒議会の事を聞いておるんじゃないですよ、私。本当に。この廃止するというのは先般の新聞に載っておりますので、私が質問したときにはそれがまだ分かってなかったということなので、こういう質問になっておりますが、その理由を私は聞きたかったんです。市長、今、御答弁になりませんでした。

今申し上げましたとおり、2月の19日付の中国新聞に安芸高田市が婚活事業中止と大きな見出しで掲載をされました。その中で市長は記者の取材に対して、行政が関わることで結婚しないといけない、子どもを持たなければいけないという強迫観念が助長されかねないと言われたようではありますが、そのような事実があるのでしょうか。

そもそも、この事業は結婚を望む男女がこの事業の趣旨を理解した上で、自らの意思によって簡易登録をされて、婚活イベントなどの参加をされて、出会いの機会を通じて結婚を希望される方々であるんです。そのように聞いております。

そして、コーディネーターの方にも伺いましたが、市長がコメントされたようなこの事業に行政が関わることで結婚しなければいけないとか子どもを持たなければいけないとか、そういった強迫観念を抱くというような苦情はこれまで一度も聞いたことがないということなんです。

また、先般の事業廃止についてのお知らせを登録会員のほうに通知されたようでございますが、何で廃止をするのかとか、ぜひこれからもこ

の事業を継続していただきたいとか、そういった声もコーディネーターの皆さんのほうにも多く寄せられているようでございます。

市長はこのような声に耳を傾けて、撤回をされて、引き続きこの事業を継続されるお考えはございませんか。とりわけ、新年度に既に結婚に向けて話が進んでいるカップルもあるように聞いておりますので、そのような方に対する扱いには特段の配慮が必要だろうと思うんですね。ぜひお答えください。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 もはや反問権も使いませんが、強迫観念を助長しないと断言する理由、これを探すのが難しいと思うんですが。みんなに聞いて回らない限り証明できないんですよ。事実、私はそのように思ってます。田舎ってそういう場所だな。私の周りの友達、東京にいた友達、多くは女性だったりするんですが、よく言います。東京の生活がいい。地元に戻ると、こんなに頑張ってるのに早く結婚しろと言われる。結婚したら子どもまだなのかと言われる。強迫観念ありますよね。

その上です。事業をどうしていくかですね。これは継続する、再開する、妥当な理由があればもちろん検討します。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 今のお話を聞けば、これは市長の主観的なお考えなんですよ。現実としてこの中山間地域においてはなかなか若い男女の出会いの場とか機会がない。ないがゆえにこうしたイベント等を開催して出会いの機会をつくると。そこに参加をしていただいた方が、いいお相手がおられればお付き合いを始めて、うまくいけばゴールにたどり着くと、そういった事業なんですよ。東京と違ってこの安芸高田市というのは中山間地域なんですよ。そういう状況の中でこの事業は少子化、人口減対策としてできたわけなんです。ですから、この事業はぜひ継続するようにお考えをいただきたいと思います。これは先ほど検討ということもおっしゃいましたので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

少子化が叫ばれる中で、ボランティア精神によるこの結婚コーディネーターの皆様の御尽力によってこれまで58組のペアが結婚につながったと伺ってます。人口減少に歯止めがかからないような本市にとってはこの事業は人口増対策に大きく貢献し、極めて有効な施策と考えますが、改めて市長の認識を伺います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 反問権を。

○宍戸議長 石丸市長から反問権の申出がありましたので許可いたします。

○石丸市長 今の御質問の中に極めて有効なという言葉があったかと思うんですが、

そのように判断される、評価される根拠はどのようなものをお持ちなんでしょうか。御教示ください。

○宍戸議長 武岡議員。

○武岡議員 これは私の主観的な捉まえ方でございます。しかし、多くの人は本当にこの事業が有効だということを認識されてるんです。ですから私はちょっと申し上げますが、この事業によって、先ほど言いましたが58組の方が結婚されて、市内外から、市外から転入されたということもお聞きしております。ですから、今人口減少、その中であってこの事業は私は有効だと。私の主観では特に極めて有効だろうとそのように私は表現をさせていただいてございます。

最後ちょっと質問させていただきます。

市長は、市長就任以来、市が委嘱した結婚コーディネーターの毎月開催されてる会議に一度も出席をされていないようでございますが、せめて一度くらいは出席して挨拶なり意見交換などされるのが市長としての務めではないでしょうか。今回の事業の廃止の件についても。

○宍戸議長 武岡議員、質問の途中ですが、先ほど武岡議員が最初に質問された2番目の結婚サポート事業（2）の質問に対する市長答弁がありませんので、市長答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 では、一問一答ですので私が答弁をします。

まず、これも誤解があってはならないので、改めてこれは丁寧に声を大にしてお伝えするんですが、この事業で生まれた58組、116名の方々、本当に喜ばしい限りです。祝福以外の何物もないです。それに尽きます。それとは別の議論ですね。事業というのは。

武岡議員は主観をもってのみ極めて有効だとおっしゃったんですが、では逆に私がデータに基づいて評価をします。この事業が始まって以来約10年、この町の人口どのように推移したのでしょうか。約4,300人減少しています。この事業で幾ら分押し返せたのでしょうか。もちろん市外からこれを機に移り住んだ方もいらっしゃいますが、そうあるのも数十人ですね。

もう一つ、この結ばれたの方々、年齢を平均すると30代です。この御縁というのは本当にすばらしいものだと思うんですが、この事業がなくてもほかの機会、ほかで結婚されてた可能性は十分にあります。わざわざこの場で、そのカップルはいいんですよ。何回も言いますが。それは尊いんですが、ここでしかなかったという評価は事業上は不可能です。

これは先ほど私が漏らしてしまったと思うんですが、今現在お話が進んでいるカップル、ぜひ進めていただければと思います。事業がなくなると言っても、イベントの開催がなくなったり、これ結婚が成立したときにあるとしたらコーディネーターの方に報奨金というんですか、お金が30万円出るだけなんですね。なのでその方々自体がカップルとして夫婦、婚姻が成立するというのは全く影響を受けませんので、それはぜひ

進めていただければと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

武岡議員。

○武岡議員 コーディネーターの方が御尽力いただいて成功報酬30万円ということですが、この出会いの結びつきには多くは2名のコーディネーターですね、これが情報交換等をしたり、本人同士を突き合わせるとか、そういったこともされておるんですが、結婚されれば当然結婚式のほうにも呼ばれるわけでございますし、そうなれば女性の方は着物の着付けであったり、髪のパーマをかけるとかいろいろお金が要るんですが、決してその成功報酬を目当てにこの方々はこのコーディネーターをやっておられるとは聞いておりません。ボランティア精神です。ただ、全部が全部カップルが成功するというのはいないんですね。ほとんどうまくいかない場合もあって、その間にはコーディネーターの方もかなりの経費を出資されるというふうに聞いております。

質問をさせていただきます。先ほど言いましたように、市長はこのコーディネーターの会議ですね、市長就任以来、このコーディネーター、市が委嘱をしてるんですね。ですからこそ、毎月じゃなくてもいいですが公務があれば当然出席できないわけでございますので、せめて1回くらいは、今度3月ということになってまいります、今月ですね。ぜひ出席をしていただいて、今回の経緯であったり、また市長のお考えをお話されればよいと思うんです。そうした場できちりと市長が説明をされればコーディネーターの方も一定の御理解はいただけたんじゃないかと思えますし、また制度をいきなりなくすのではなしに、制度変更するのであればそういった話もされればきっと御理解をいただけると思えます。

御承知のとおり、広島県も湯崎知事が「こいのわ」プロジェクトや広島出会いのサポートセンターを設置などされておりまして、知事自らが先頭に立って婚活を応援されておりまして、また、県内の多くの市町も少子化人口減対策としてこのような婚活事業を推進しているわけでありまして、特に安芸高田市は県内では先駆的な取組の中でこの事業を始めただけでございますので、今回これが廃止されることは非常に残念でございます。

本市におきましてこの事業により結婚されて子どもさんも生まれて幸せな家庭を築いておられます。聞くところによればこういった中で既に100人くらいの子どものさんも生まれたというふうにも聞いております。本当に喜ばしい限りでございます。ぜひ改めてこの事業を継続していただくことを求めまして、私の質問を終わります。

○宍戸議長 以上で、武岡議員の質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩と致します。

~~~~~○~~~~~

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開



○宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて、通告がありますので発言を許します。  
3番 山本数博議員。

○山本数博議員 先ほど来より、武岡議員の答弁を聞かせてもらっておりまして、今、体が、全身が震えて、ここへ立たせてもらっております。武岡議員と同じメンバーで、市長が新聞紙上で答弁しちゃらん言うてもろた議員であります。よろしく願いいたします。

市長に私の気持ちを今お伝えしておきたいんですが、3月1日付でコミュニケーションを取る議員は3月3日の12時までに私のところへ秘書広報室を通じて申し出るようにということがありましたですね。表現はちょっと違いますけど。ちょっとあの文書を読んだときに驚愕いたしました。私が小学校のときに悪ガキがおりまして、裏山へわしについて来るんなら昼の休憩時間に、12時半に来いと言われたようなことをひょっと思い出したんです。今から市長とも3年6か月余り、順調にいけばですけど、一緒にやっていかないとイケん。それならどうしたもんかのう思って、手紙をもらいまして、1日からほとんど寝とらん。今日は頭が痛くてイケんのですよ。それが事前に通告してるもんですから分かってもらえるかなと思って質問させていただきますのでよろしくお願いします。

最初に、副市長の全国公募の諸手続についてお伺いいたします。

2人目の副市長の公募においては、4,100人強の応募が得られ、選考には大変苦勞されたことと思います。御苦勞さまでしたとしか言いようがありません。よく頑張られました。

これから行う質問は、昨年12月10日の全員協議会でアグリフーズの経営状況の報告を怠っていた件で市長からの謝罪報告を受けました。私も議員に就任して10日目です。市長さんの最後の謝罪の後、私たちにこういうことを言われました。議員さんにも責任がありますよと言われたんですね。地方自治法に議会へ報告しなければならないというのがあるんですから、市長らにも責任があると、こういうふうな意味合いで受けました。市長さんからの貴重な訓示だというふうに受け止めました。以来、法律に抵触するようなことがあれば、これは市長さんに質問せにゃイケんのだなというふうなスタンスを持っております。ですから、24日の専決処分承認の件でも議会の軽視につながるのではないですかという質問をさせていただきましたですね。

この副市長全国公募の諸手続についても、大枠3点、疑問に感じることはありますので、質問をさせていただくように通告したのでありますが、3月1日に募集の内容について皆さんにお知らせを出されましたですね。ですから、一問一答の小項目について聞こうとしていたのですが、全部答えを頂いたような気がするのです、併せて小項目の1、2、3があるんですが、併せて質問させていただきたいというふうに思います。

最初に、業者選定関連の質問をさせていただきます。募集業務を民間会社であるエン・ジャパンという会社に業務委託をされたことについてであります。この業者との契約は60万5,000円で随意契約をされております。

業者を選定するには地方自治法や市の財務規則を基に実施する必要があります。一般的には一般競争入札、次に一般競争入札に付することが適当でないとき認めるときに指名競争入札、競争入札に付することが適当でないときなどの場合随意契約ができてるとされています。

これらを基に検証してみました。副市長を募集する業務は特別な業務でエン・ジャパンしかないのか。この視点で調べてみました。私が知り得ただけで27社ありました。

そして、随意契約ではないのかも調べてみました。随意契約ができる条件は次のように財務規則にも規定してあります。緊急の必要により競争入札に付することができないとき、競争入札に付することが不利と認められるとき、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき、競争入札に付し入札がないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、予定価格が50万円を超えるものとするときとあります。以上の条件から随意契約ができる条件に当てはまるものはないと私は思います。よって、業者選定及び契約には違法性があることがうかがわれることでもあります。なお、適法な手続から監査委員が行う財務監査、決算監査において最終的に意見が聞かれるものと思います。

そして、市長には悪いんですが、この業者と市長の関係を疑うことがありました。それは、1月4日の募集の記者発表時に。

- 宍戸議長 山本議員、先ほど三つの件について一括で説明と質問をしますとおっしゃいましたが、これは通告制になっておりますので、その適切な説明とは認められません。よって、1件ずつ質問をお願いしたいと思います。
- 山本数博議員 休憩してください。
- 宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時19分 休憩

午前11時23分 再開

~~~~~○~~~~~

- 宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
山本議員の発言を求めます。  
山本数博議員。
- 山本数博議員 それでは、議長から厳しい指摘を受けましたので、予定どおりに質問させていただきます。

まず最初に通告いたしております副市長全国公募の諸手続について大枠3点をお伺いいたしますが、まず1点目の小項目で業務を行う業者の選定方法と契約についてお伺いいたしますが、まず小項目の1番、①です

ね、業者選定にあつては本来指名願届出業者の中から選定されるのが基本と考えますが、業者はどのようにして選定されたのかお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 御質問いただいた、その前に。

○宍戸議長 石丸市長、答弁席でお願いします。

○石丸市長 ファニーな感じになってますね。お答えする前に反問権を使うほどじゃないんですが、またちょっと印象操作なことはないのかなと思うんですが、二つほど私から言及させていただきます。

まず一つ目なんです、私が議会の報告についての下りで訓示をというふうにおっしゃったんですが、そのようなことはないというふうに私は思ってます。あのときは前置きとして私が私の立場で申し上げることではないんですが一般論として議会の役割はこういうものですよねという、その前のお話、質問を受けてこうじゃないですかと一般論をお伝えしてますので、あれは市長として議会がちゃんとしろというわけではなかった。これは議事録にも残ってるかと思しますので、そこは正確に認識をそろえておきたいなと思えます。

二つ目です。裏山に呼び出されるという例えがあったかと思うんですが、そうではなく、私の思いとしては学級委員としてクラスみんなに呼びかけたのほうに近いのかなと思ってます。この違いは何かというと簡単です。みんなの前で言えてるかどうかなんです。公明正大に言えるかどうかです。人によっては脅し、恫喝、脅迫、取られることってあると思います。交渉の中においてもですね。でもそれが裏でゴソゴソやるのか、表でしっかりやるのか、これは似て非なるものです。全然違います。その意味では私は対話を公明正大に等しく求めたつもりではありません。

その意味では、御質問に対して答弁としてはもう既に掲載をされてるところですので、そちらで御確認をいただきたいと思うんですが、山本議員は対話を望まれないという御意思であったかと思うので、これ以上の答弁は控えなければならないのかなというふうに思っています。ただ、これはもしそうではないとおっしゃるのであれば、呼び出す話ではなく、私はクラスにいるつもりですので、いつでもお声かけをいただきたいと思ってます。それが何よりも御心労がかさんでいらっしゃるということで大変申し訳なく思ってますし、今のやりとりをここで見ていてもなかなか難儀なところがあるなと思っていますので、その面でもくれぐれも御自愛をいただければと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

○山本数博議員 答弁になつたらん。何で業者にしたんか問うとる。答弁になっていない。

○宍戸議長 挙手の上、発言をしてください。

○山本数博議員 時間がかかってくる。議長。

○宍戸議長 山本数博議員。

○山本数博議員 市長、今いわゆる級長であると言われましたんですが、市長は学級委員の級長であるって私に言われたんですよね。それぞれ民の受け方ですからね。市長が言われたように。私はそのように受け取るということで、これで寝られんと。3年半市長と今から付き合わなければいかにやいけんかいかんでもえんかかと思っていろいろ悩んだ。そういうことがあるということ伝えてるわけ。いいですね。

今、私が質問したのは業者はどのようにして選定されたのかとって質問したんです。答えをもらおうておらん。もう1回聞きます。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 また物すごくシンプルな問いですね。この前のときからやってるんですが、対話の意思があるのかないのかを示してくださいというのが私の願いです。この問いかけについて何かしら御回答がいただけると私としてはすごく安心して寝ることができます。

今の御質問なんですけども、私、今の中で言ったと記憶してるんですが、情報については既に開示してるものがありますのでそちらを御確認くださいとは言ったはず。もう少し補足すると、足りないものがあればまた必要に応じて開示していきます。

○宍戸議長 山本数博議員。

○山本数博議員 必要に応じて開示をされると言ったんですが、ここの質問の中で明らかにしてもらおうと思って事前に通告したんですね。だったらそのところをこういうふうに業者はどのようにして選定されたのか伺いますと言ってるんですから、もう事前に通告してるんですから、必要があれば後に開示するというのと、ここで答弁されるのでは全然違うでしょう。質問の中が。

もう一度聞きます。業者はどのようにして選定されたのかお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 先ほど来お伝えしてるつもりではあるんですが、対話の意思のない方に語りかけてもこれは詮ないことですので、答弁はここでとどめます。

○宍戸議長 市長に申し上げます。

先ほどからの答弁は答弁として不十分と判断いたしますので、質問者に対して誠意ある答弁を勧告いたします。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 では、誠意をもって引き続きお話しします。求められる情報については適宜適切に開示をします。公表します。市民の方に直接お伝えしていきます。その答弁です。これが答弁です。

○宍戸議長 山本数博議員。

○山本数博議員 私も市民の代表として質問をしよるんで、市長が言われるのは市民へ必要があれば回答するいうて言われるんですけど、その代表として今問  
いよる。あんた嫌いじゃけ言わんって言うてるように聞こえるんじゃが。  
ここで市民を代表して公開の場でどうやって選ばれたんですかいうて聞  
きよるんじゃけ、こうやって選んだんですよって皆さんの前で私に答え  
て、それで公表することをされてどうしていけないんですか。あんたに  
は言わんがまた必要があれば市民に言うけいうて答弁されるんですね。  
私は今議員として市民代表として選定の部分がちょっとクエスチョンじ  
ゃけ、聞きたいところがあるけ、みんなもどうやって選んだんかのって言  
いよる。連れてこい言や連れてきます。今日も何人も来とります。どう  
やって決めたんか聞きたい言うて。じゃあ、わしが言うけえ聞きよって  
くれえ言うて、言うてる。それで後で公表するってあんたが嫌いじゃき  
言わんいうのはこらえてください。お願いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 好きか嫌いかで申し上げると私好きですよ。山本議員のその人となり  
というのはさっきのやりとりを見ても私はそういう方なんだなというふう  
に理解をしてるつもりではあります。その上でなおですよ。市民の代  
表だと、代弁者だとおっしゃるのであれば、まずはそのようにふるまう  
べきじゃないんでしょうか。それすなわち、市長が対話を求めている際  
に対話に応じる。代表であり代弁者であれば相對しなくてどう務めが果  
たされるんですか。先ほど私学級委員という例えを使ってしまったなと  
思ったんですが、学級委員というのは皆さんの議員の方々のほうですね。  
クラスの代表なんです。その代表の人が対話しに行くぞと、今ここに  
集まってくださってるわけですよ。全学級から。それに私は当然応じたい。  
今も少ししゃべり過ぎてるなと思いますが、元来市民に対して精い  
っぱい答弁をしたい人間ではあります。これについてはこれまで2回の  
一般質問、アーカイブ、YouTubeに動画が載っていますが、御覧いただ  
ければきっと信じていただけるものと思っています。ですので、山本議員  
のおっしゃるところは非常によく分かるんですが、であれば対話を望ま  
れるという理解でよろしいですか。そうじゃなければ答弁としては追っ  
て必要なものを公表していくというのが私が今できる最上の手段になり  
ます。

○宍戸議長 山本数博議員。

○山本数博議員 対話を求める求めんいうのはですね、議会を代表して議長が市長に2  
月の26日に返事をしとるのが議会を代表して議長が市長に返事しとる。  
ただ市長は認めなかったんじゃないかのいうことを言うておられました  
が、議会としてはこうこうこういう理由で、理由を付して市長に報告し  
たと聞いとる。わしはそれでええでとて、私はまあ思うんですけど。  
じゃが時間ばかり食うて答えをもらえんいうのは私は分らんのです  
が。困ったな、これじゃあね。時間がかかる。12分も過ぎてる。業者選

定のことはエン・ジャパンに決まっとる。エン・ジャパンに決めた方法を聞きよる。次の2番とも関連してくる。エン・ジャパンに決めたというのはこの小項目2番、随意契約で決めたい。随意契約というのは予定価格をつくって見積りでやるか何かしないといけないですよ。それが随意契約に該当しないというふうに思う。私が調べたら27社。

○宍戸議長 山本議員に申し上げます。

2番目の質問に入っておられますか。

○山本数博議員 いやいや、関連しとるん難しいんよ。切り離して質問できんようになったん。

○宍戸議長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

山本数博議員。

○山本数博議員 1番は置いとって、2番の質問に入ります。小項目2番。業者を決めるのは一般的には一般競争入札でやるのが本来の行政の在り方。一般競争入札に付するのが適当でないというて認められる条件があつたら指名競争入札でやらなきゃならん。入札に付すことは不利じゃということになったときは随意契約でできるいうてなつとるんですね。随意契約の各項目を見ましたら、財務規則ですよ。どれに該当するんじやろうかというクエスチョンが付いたんですね。これを聞いて、ここの部分で該当するので随意契約をやりましたということを確認にお願いしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 ここで山本議員と断片的な対話をしてしまって恐縮なんです、私が望んだのはまさにこのやりとりです。こうしたやりとりです。全員協の経過については私が異議申立てをしたわけではありません。その前段です。10月でしたか回答書を出されて、御覧いただいていますか。その中に議員個々で市長と対話をすべしと、コミュニケーションを取りましようとして書いてあるわけですよ。じゃあそこからいきましょうという、私がリセットをさせていただいたんですね。もうここで会話が進まなくなったのでもう1回個々人で一から積み上げていきませんかという話をしたつもりです。

○宍戸議長 石丸市長、質問に対する答弁をお願いします。

○石丸市長 失礼します。ですので、対話を再開させていただくという理解でよろしいですか。契約の手續の方法なんです、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号に規定されてます。契約の性質または目的が競争入札に適さないものに該当するため随意契約となっています。

○宍戸議長 答弁を終わります。

山本数博議員。

○山本数博議員 回答になつたらんけ質問しません。回答になつたらん。時間がない。立ったら時間が進むけ。回答になってない。

○宍戸議長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
再度答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 一問一答だというふうな整理の下に、今一つの問いに関して一つお答えしました。ですので、追加であればどこをどういうふうになりたいのか具体的に頂けると。ごめんなさい、これ反問ですね。反問でよろしいですか。反問であれば時間がかからないです。

○宍戸議長 市長からの反問権の申出がありましたので許可を致します。  
なお、この反問権に対する答弁の時間は議員の持ち時間には含まれませんのでお知らせしておきます。

○石丸市長 一問一答でひとまずお返ししたつもりです。その上でなおどこがどのように分からないのか、質問されたいのか、明確に具体的にお願いします。

○宍戸議長 ただいま石丸市長から反問権の申出がありましたので許可を致します。  
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時42分 休憩

午前11時43分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
先ほど、市長から反問権の申出がありましたので許可を致します。  
山本議員のただいまの質問に対して答弁を求めます。  
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時43分 休憩

午前11時44分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
市長からの反問権の申出がありましたので許可を致します。  
石丸市長。

○石丸市長 誠に申し訳ありません。ちょっとばたばたして。一問一答ですので、一問に対して一答しました。それで足りないとおっしゃるのですが、どこがどのように足りないのか、何を御不明なのか明確に、具体的に御質

問お願いします。

○宍戸議長 山本議員、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

○山本数博議員 反問権という言葉は我々が聞いているのは市長だったらどうするんですかというのが反問権という言葉で言うんですが、市長何を問うたんですかというのは反問権にはならないものですが。

今の市長の質問に答えますけど、市長こっち見とって。いいですか。随意契約ができる条件は財務規則、そこに次のように規定されております。このうちどれに該当したのか教えてください。まず一つ、緊急の必要により競争入札に付することができないとき。もう一つ、競争入札に付することが不利と認められるとき。時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。競争入札に付し、入札者がいないとき。または再度の入札に付し、落札者がいないとき。落札者が契約を締結しないとき。予定価格が50万円を超えないものとするとき。6項目の条件が記載してあります。このうちのいずれかに該当しないと随意契約にはならない。どれに該当するのかお示してください。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 ちょっと休憩よろしいですか。さっきの反問権の解釈は整理しといたほうがよくないですか。

○宍戸議長 暫時休憩と致します。

~~~~~○~~~~~

午前11時47分 休憩

午前11時48分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 くどいようですが、山本議員はこれ対話をされる御意思があるという前提でよろしいんですよね。

○山本数博議員 誘導尋問ですよ。

○宍戸議長 質問に対しての答弁をしてください。

○石丸市長 分かりました。何とも判断に苦慮するんですけど。

○山本数博議員 まずどれに該当するのか聞いとるんです。

○石丸市長 もう一度やっておきましょうか。

○宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時48分 休憩

午前11時49分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

○石丸市長 私との会話は望まれないという方針は不変ですか。

- 山本数博議員 今休憩。
- 石丸市長 私は昨日の議員いらっしゃる方にお伝えしたのですが。名目というのは、何をというの。通せません。
- 宍戸議長 休憩中ではありません。再開いたしました。
- 石丸市長 じゃあ休憩ちょっとお願いします。整理しないと、焦点が。
- 宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時49分 休憩

午前11時50分 再開

~~~~~○~~~~~

- 宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
- 石丸市長に申し上げます。質問に対する答弁をしてください。
- 石丸市長 では一旦端的にお返しします。先ほど申し上げたとおりです。文書を読み上げましたので。
- 宍戸議長 山本数博議員。
- 山本数博議員 市長がどうも質問に対してまともに答えてもらわんのです。あの人は頭がいいけど私は頭が悪いからよく分からない。問うていることに対してぴたっとそのまま答えてくださいよ。随意契約をされた理由を。財務規則のどこに該当するのか言うてください。そしたら市長は私と対話する気はあるんですかいうて、あれって思うのは、あさっての話をしてる。だから私もどうしたらいいのかなと思って分からんようになる。ここは一つ、きちっと問うたことについて答えてください。
- 宍戸議長 答弁を求めます。
- 石丸市長。
- 石丸市長 はなから事前にお伝えしてたのは私のほうであります。それを踏まえてこの一般質問が成り立っていくというふうに認識をしています。ですので、議員それぞれのお立場、見解、意思、それを問うたというのが現段階です。市民の代表と申されるのであれば、代表として市長と対峙する、対話をする。
- 宍戸議長 市長に申し上げます。質問に対する答弁をしてください。
- 石丸市長 失礼しました。先ほど読み上げたとおりが理由です。
- 石飛議員 休憩動議。
- 宍戸議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時52分 休憩

午前11時53分 再開

~~~~~○~~~~~

- 宍戸議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
- 暫時休憩と致します。

~~~~~○~~~~~

午前11時57分 休憩

午後 0時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
石飛議員。

○石飛議員 先ほどは休憩中に理由を述べましたが、併せて具体的には皆さんの御意見をお聞きし、再度議会の進行に問題があったかなかったしっかりと確認して、議会を再開すればという意見を、休憩動議を出ささせていただきました。  
以上です。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○宍戸議長 暫時休憩と致します。

~~~~~○~~~~~

午後 0時01分 休憩

午後 0時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
ここで1時30分まで協議のため休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時02分 休憩

午後 1時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍戸議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
休憩中に議会運営委員会を開き、会議の運営について御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長長の報告を求めます。  
熊高議会運営委員長。

○熊高議会運営委員長 先ほど議会運営委員会を開き、一般質問の運営について協議をし、次のとおり決定しましたので報告を致します。

一般質問は議員が議員活動を通じて知り得た市民の意見を代表する場であり、執行部は議員を通じて市民に対する説明責任を果たす場でもあります。

また、地方自治法に規定する執行機関への出席要求は議会の審議に必要な説明のために行われるものであることから、秘密に属する事項を除き、答弁をする義務を持っております。

さらに、一般質問は市政運営に関する議会の監視機能を発揮する場でもありますので、不十分な答弁では議会の権能を果たすことができません。

よって、執行部に対して誠実かつ的確な答弁を行うように議長から再度勧告を求めていただくこととし、本日の会議を延会することと致しました。

以上で報告を終わりますが、傍聴者、あるいはインターネット視聴者の皆さんには大変御迷惑をおかけいたしました。御理解、御了承いた

だきますようお願いを申します。

以上で報告を終わります。

○宍戸議長 以上で委員長報告を終わります。

先ほどの議会運営委員長の報告のとおり、本日、執行部が再三にわたり不十分な答弁がなされておりますので、本日の会議を延会します。

本日、質問が残りました議員は明日に延期し、明日予定をしております5名の議員の質問は8日に行います。

傍聴者、インターネット視聴者の皆様には大変御迷惑をおかけしますが、御理解、御了承くださいますようお願いいたします。

よって、執行部に対して誠実かつ的確な答弁を行うように議長から再度勧告し、本日の会議を延会することといたします。

以上であります。大変お疲れ様でありました。

~~~~~○~~~~~

午後 1時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員